

むつ市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和6年度
財政援助団体等監査(財政援助団体)を執行したので、同条第9
項の規定により別紙のとおりその結果を公表する。

令和7年3月13日

むつ市監査委員 氏 家 剛

むつ市監査委員 浅 利 竹二郎

令和 6 年度
財政援助団体等監査
(財政援助団体)
結果報告書

むつ市監査委員

令和 6 年度財政援助団体等監査結果
(財政援助団体)

1. 監査の対象

財政援助団体	対象補助金	所管部局
椋山町内会 大畑町本町町内会 大畑町中島町内会	むつ市地域の明るい未来づくり応援補助金 (活動拠点等整備事業)	政策推進部 市民連携課

2. 監査の期間

令和 6 年 1 1 月 2 5 日から令和 7 年 3 月 1 2 日まで

3. 監査の範囲

令和 5 年度及び令和 6 年度の執行状況について

4. 監査の目的

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 9 9 条第 7 項及びむつ市監査基準（令和 2 年 3 月 2 5 日むつ市監査委員訓令甲第 1 号。以下「監査基準」という。）第 4 条第 6 号の規定に基づき、市が補助金の交付をしている団体に対し、事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか並びに法第 1 9 9 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、団体に対する所管部局の指導、監督が適切に行われているかについて実施する。

5. 監査の着眼点

[財政援助団体監査]

【所管部局】

- (1) 財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金・交付金の交付目的及び補助・交付対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金・交付金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金・交付金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (5) 補助金・交付金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金・交付金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金・交付金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

【財政援助団体】

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金・交付金の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (2) 補助金・交付金交付申請書の提出及び補助金・交付金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金・交付金が補助・交付対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金・交付金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- (8) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

6. 監査の方法

関係者等からあらかじめ監査資料の提出を求め、出納その他の事務の執行に係るものについて、諸帳簿、書類等を審査するとともに、関係者等から説明を求め、必要に応じ実地による監査を実施した。

7. 監査結果

補助金は、適正に活用されていたが、所管部局の補助金交付事務において、注意を要する事項が認められた。

補助金は、地域活性化など行政の課題解決をするための有効な手段として重要な役割を果たしていることから、所管部局におかれては、補助金要綱について事務執行に必要な事項を盛り込む等の見直しを検討されたい。

また、町内会におかれては、本事業を活用し住民福祉の向上を図り市民協働及び市民自治のまちづくりの推進が図られることを望む。

【所管部局関係】

注意事項

- (1) 補助金の請求及び支払において、事業の着手予定日の4か月程度前から補助金を概算払いしているものがあり、補助金等の他の用途への流用が生じる可能性が否めないことから、事業計画書中の着手日に合わせて交付されたい。
- (2) 事業完了後に提出された事業計画実績書に記載されている事業の効果に関する記述が事業計画書と同じ内容であったことから、補助団体から提出された書類の精査が不十分であった。

【財政援助団体関係】

適正に活用がされていた。